

災害時の支援等に関する協定

財務省関東財務局及び財務省関東財務局千葉財務事務所(以下、併せて「甲」という。)並びに千葉市(以下「乙」という。)は、千葉市内で地震、風水害等の災害が発生した場合(以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。)における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、また、甲から乙に対する一時滞在施設としての庁舎の提供、利用可能な公務員宿舎及び未利用国有地の提供、並びに、災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行及び市民生活の安定を図ることを目的とする。

(被害情報の収集・伝達)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

(一時滞在施設としての庁舎の提供)

第3条 甲は、災害が発生した場合、交通の途絶のため容易に帰宅することができない者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、一時滞在施設として、利用可能かつ安全が確認された甲の庁舎を開放するものとする。

2 甲は、前項に基づきその庁舎を帰宅困難者の一時滞在施設として開放する場合、一時滞在施設として利用可能な範囲で、次の事項についての帰宅困難者への支援を行うものとする。

(1) 帰宅困難者の甲の庁舎への受入れ

(2) トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供

(3) 飲料水、食料、ブランケット、簡易トイレ等の支援物資の提供

(4) トイレ及びごみの処理等の庁舎の衛生管理

(5) 周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供

3 甲が本条第1項に基づき開放する庁舎は、千葉財務事務所のうち甲があらかじめ定めた範囲とする。

(利用可能な公務員宿舎の提供)

第4条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法(昭和23年法

律第 73 号)第 18 条及び第 19 条が準用する第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、甲が管理する利用可能な国家公務員宿舎を乙に無償で貸付け又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

- 2 甲は、前項に定める無償使用が可能な公務員宿舎に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

(利用可能な未利用国有地の提供)

第5条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、甲所有の利用可能な未利用国有地を乙に無償で貸し付けるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

- 2 甲は、前項に定める無償使用が可能な未利用国有地に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

(災害対応業務に係る職員派遣)

第6条 甲は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙における災害復旧を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供(リエゾン(情報連絡員)含む)
- (2) リ災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (3) リ災建物判定にかかる現地調査補助
- (4) 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業
- (5) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (6) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等)
- (7) その他乙に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

(支援の要請)

第7条 乙は、災害が発生した場合において、甲に対して第3条から第6条までに掲げる支援を要請する必要があるものと判断した場合、財務省関東財務局千葉財務事務所総務課に対する電話連絡等の口頭での要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(支援の実施)

第8条 甲は、乙から第7条に基づく要請を受けた場合、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

(費用負担)

第9条 支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害救助法の適用により乙

が負担すべき費用は乙が負担するものとする。

(訓練等)

第 10 条 甲は、災害が発生した際の甲・乙間での第2条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項に関しては、その都度、協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第 12 条 本協定は、平成29年3月30日から効力を発するものとする。

(有効期限)

第 13 条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月30日

甲

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1
財務省関東財務局
関東財務局長 小野 尚

千葉県千葉市中央区椿森5丁目6番1号
財務省関東財務局千葉財務事務所
千葉財務事務所長 雨宮 徹

乙

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人